



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年5月20日金曜日 第1660号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	569
指定医療機関の廃止の届出.....	569
民生委員の定数の一部改正.....	570
土地改良事業の計画の変更の認可（2件）.....	570
市営土地改良事業の施行の同意.....	570
町営土地改良事業の施行の同意.....	570
道路の区域決定（県道今治大三角自転車道線）.....	570
道路の供用開始（ " ）.....	570
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	571
道路の供用開始（県道六軒家石手線）.....	571
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	571
道路の供用開始（ " ）.....	571
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	571
道路の供用開始（ " ）.....	572
道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）.....	572
道路の供用開始（ " ）.....	572
道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....	572
道路の供用開始（ " ）.....	573
道路の区域変更（県道舟間伊予吉田停車場線）.....	573
道路の供用開始（ " ）.....	573
道路の位置の指定（2件）.....	573

公 告

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定
管理者の募集..... 573

教育委員会告示

博物館の登録事項の変更..... 575

任 免 辞 令

芝田 静雄外..... 575

正 誤

平成14年12月27日付け第1420号愛媛県告示第2069号（道路の
区域変更（県道多喜浜泉川線））..... 576

告 示

○愛媛県告示第1075号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、
医療機関を次のように指定した。

平成17年5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊方町国民健康 保険九町診療所	伊 方 町	西宇和郡伊方町九町1 番耕地597番地1	平成17年 4月1日
伊方町国民健康 保険串診療所	伊 方 町	西宇和郡伊方町串466 番地	平成17年 4月1日
伊方町国民健康 保険大久出張診 療所	伊 方 町	西宇和郡伊方町大久16 67番地	平成17年 4月1日

伊方町国民健康 保険瀬戸診療所	伊 方 町	西宇和郡伊方町三机乙 2587番地	平成17年 4月1日
伊方町国民健康 保険二名津診療 所	伊 方 町	西宇和郡伊方町二名津 623番地	平成17年 4月1日
重松歯科医院	重 松 佳 樹	今治市黄金町一丁目4 - 9	平成17年 4月1日
広小路薬局	金 谷 章 彦	宇和島市堀端町1 - 18	平成17年 4月1日
有限会社 まつもと調剤薬 局	有限会社 まつもと調剤薬 局	八幡浜市大字大平1 - 774 - 6	平成16年 11月8日
市立八幡浜総合 病院	八 幡 浜 市	八幡浜市大平1番耕地 638番地	平成17年 3月28日
八幡浜市大島診 療所	八 幡 浜 市	八幡浜市大島字本ウラ 2番耕地101番地1	平成17年 3月28日
レディ薬局大洲 店	株式会社 レディ薬局	大洲市若宮558番地1	平成17年 5月1日
伊予市国民健康 保険直営佐礼谷 診療所	伊 予 市	伊予市中山町佐礼谷甲 816番地1	平成17年 4月1日
伊予市国民健康 保険直営中山歯 科診療所	伊 予 市	伊予市中山町中山丑35 2番地1	平成17年 4月1日
たなか消化器科 クリニック	田 中 美 和	伊予市下吾川943 - 3	平成17年 5月1日
あおば薬局	有限会社 あおぞら薬局	伊予市下吾川字馬塚94 4 - 3	平成17年 5月6日
コスモ薬局中 央店	有限会社 ネオファルマー	四国中央市川之江町29 80 - 1	平成17年 4月13日
樋口脳神経外科	樋 口 亨	西予市宇和町上松葉19 1番地1	平成17年 5月1日
メディコ21薬局 ・れんげ店	株式会社 メディコ・二十 一	西予市宇和町上松葉16 0番1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第1076号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により
指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊方町国民健康 保険九町診療所	伊 方 町	西宇和郡伊方町九町1 番耕地597番地1	平成17年 4月1日
瀬戸町国民健康 保健大久出張診 療所	瀬 戸 町	西宇和郡伊方町大久16 67	平成17年 4月1日
瀬戸町国民健康 保険瀬戸診療所	瀬 戸 町	西宇和郡伊方町三机乙 2587番地	平成17年 4月1日
三崎町国民健康 保険串診療所	三 崎 町	西宇和郡伊方町串466	平成17年 4月1日
三崎町国民健康 保険二名津診療 所	三 崎 町	西宇和郡伊方町二名津 623	平成17年 4月1日
三崎町国民健康 保険三崎診療所	三 崎 町	西宇和郡伊方町三崎69 2番地	平成14年 10月1日

重松歯科医院	重 松 一 也	今治市黄金町一丁目4 - 9	平成17年 4月1日
広小路薬局	山 下 みつ子	宇和島市堀端町1 - 18	平成17年 4月1日
まつもと調剤薬局	松 本 充 子	八幡浜市大字大平1 - 774 - 6	平成16年 11月8日
市立八幡浜総合病院	八 幡 浜 市	八幡浜市大平1番耕地 638	平成17年 3月28日
八幡浜市大島診療所	八 幡 浜 市	八幡浜市大島2 - 101	平成17年 3月28日
中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所	中 山 町	伊予市中山町佐礼谷甲 816番地1	平成17年 4月1日
中山町国民健康保険直営歯科診療所	中 山 町	伊予市中山町中山丑35 2番地1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第1077号

民生委員の定数（平成16年11月愛媛県告示第2329号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表中「104」を「136」に、「伊予市 63」を
「伊予市 102」に改め、

中山町	18
双海町	21

及び
「保内町 32」を削り、「27」を「65」に改め、

瀬戸町	17
三崎町	21

を削る。

○愛媛県告示第1078号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、吉田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事

○愛媛県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治大三島自転車道線	今治市上浦町瀬戸4499番4から 同町瀬戸4100番4まで	メートル 6.0~59.0	キロメートル 0.881	

○愛媛県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治大三島自転車道線	今治市上浦町瀬戸4499番4から 同町瀬戸4100番4まで	平成17年 5月20日

業（農業用排水施設整備事業・立間地区）の計画の変更を平成17年5月9日認可した。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1079号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、吉田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・立間地区）の計画の変更を平成17年5月9日認可した。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、東温市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・樋口地区）の施行に平成17年5月10日同意した。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1081号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・川上駄場地区）の施行に平成17年5月2日同意した。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削狩尾327番1地先から 同町弓削狩尾790番2まで	旧	メートル 4.7~12.8 6.2~20.0	キロメートル 0.080 0.070	
			新	6.2~20.0	0.070	

○愛媛県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市祝谷町1丁目409番10から 同市道後鷲谷町459番25まで	平成17年 5月20日

○愛媛県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙403番9から 同町上畑野川乙380番9まで	旧	メートル 3.7~51.7	キロメートル 0.250	
			新	15.0~73.0	0.189	

○愛媛県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙403番9から 同町上畑野川乙380番9まで	平成17年 5月20日

○愛媛県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡内子町平岡甲1334番3から 同町知清290番2まで	旧	メートル 4.4~28.8 11.0~39.5	キロメートル 0.900 0.955	
			新	5.9~28.8 11.0~39.5	0.950 0.955	

○愛媛県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡内子町平岡甲1334番3から 同町知清290番2まで	平成17年5月20日

○愛媛県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野136番2から 同町正野136番2まで	旧	メートル 9.0~15.5	キロメートル 0.018	
			新	12.0~15.5	0.018	

○愛媛県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野104番から 同町正野146番1地先まで	平成17年5月20日

○愛媛県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町防城成川78番2から 同町防城成川70番3まで	旧	メートル 7.4~22.8	キロメートル 0.105	
			新	20.4~37.6	0.105	

○愛媛県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町防城成川78番 2 から 同町防城成川70番 3 まで	平成17年 5月20日

○愛媛県告示第1094号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	舟間伊予吉田停車場線	北宇和郡吉田町大字浅川字柳791番18から 同字789番17まで	旧	メートル 6.4~46.0	キロメートル 0.064	
			新	6.8~46.0	0.058	

○愛媛県告示第1095号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舟間伊予吉田停車場線	北宇和郡吉田町大字浅川字柳791番18から 同字789番17まで	平成17年 5月20日

○愛媛県告示第1096号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
四国中央市中之庄町字光明1097番 2 及び1098番 1
- 申請人の住所氏名
四国中央市土居町北野81番地 4
有限会社 加地不動産 代表取締役 加地 義和
- 図面省略

- 道路の位置
八幡浜市保内町宮内 5 番耕地 297 番 1 及び 5 番耕地 298 番 1
- 申請人の住所氏名
八幡浜市産業通 3 番 3 号
株式会社 大任建設 代表取締役 鈴木 欽次郎
- 図面省略

公 告

○公 告

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の募集について
えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者を次のとおり募集する。
平成17年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) えひめこどもの城(以下「こどもの城」という。)

1 所在地	愛媛県松山市西野町乙108番地1 (松山市西野町及び砥部町宮内にまたがる区域)
2 法的位置付け	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童厚生施設
3 設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成を行う。
4 施設概要	(1) 面積 約34.6ha (2) 体験施設(約31.2ha) ア こどものまちゾーン 大型児童館 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積4,072.22㎡ イ イベント広場ゾーン 芝生広場、くわがたのステージ等 ウ 創造の丘ゾーン 創作工房、ハーブ園、花の丘等 エ 冒険の丘ゾーン 冒険ステーション、てっぺんとりて等 オ ふれあいの森ゾーン 森のとりで、森の広場等 (3) その他(約3.4ha) 駐車場等
5 事業概要	(1) 児童が健全な遊びを体験するための機会の提供 (2) 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成 (3) 施設及び遊具の提供 (4) その他必要な業務
6 指定管理者の業務	(1) こどもの城の事業の実施に関する業務 (2) こどもの城の利用の許可に関する業務 (3) こどもの城の利用に係る料金の収受に関する業務 (4) こどもの城の施設及び遊具の利用の促進に関する業務 (5) こどもの城の施設、遊具、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
7 管理の基準	えひめこどもの城管理条例(平成17年愛媛県条例第27号)第4条から第17条までの規定による。

(2) 愛媛県体験型環境学習センター(以下「センター」という。)

1 所在地	愛媛県松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内
2 設置目的	地球温暖化の防止などに対する県民の環境保全意識の向上を図ることを目的に、体験型環境学習の場の提供や県民の環境学習活動等の支援を行う。
3 施設概要	(1) 構造 木造平屋造り(延床面積319.89㎡) (2) 施設内容 ア 親子エコライフ室 イ エコ活動支援室 ウ エコ製品展示コーナー等 (3) 主な設備 ア 太陽光発電設備 イ 太陽熱利用システム ウ 雨水循環設備 エ 屋上緑化設備 オ 風力発電設備
4 事業概要	(1) 住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場の提供 (2) 環境学習及び環境保全活動の支援 (3) 環境に関する情報の収集及び提供 (4) その他必要な業務

5 指定管理者の業務	(1) センターの事業の実施に関する業務 (2) センターの利用の許可に関する業務 (3) センターの施設の利用の促進に関する業務 (4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務 (5) その他知事が定める業務
6 管理の基準	愛媛県体験型環境学習センター管理条例(平成17年愛媛県条例第21号)第4条から第13条までの規定による。

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間(予定)

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等

ウ 愛媛県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等

エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
カ 愛媛県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ク 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

ケ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産者で復権を得ないもの

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑

法（明治40年法律第45号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(カ) 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア こどもの城及びセンターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ こどもの城及びセンターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

選定委員会において、選定基準に基づいて総合的に評価して選定する。（書類審査及び面接審査の実施を予定）

5 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) こどもの城の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(5) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度におけ

る団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(7) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(8) 団体の概要を記載した書類

(9) 役員名簿

(10) 都道府県税について、未納がない旨の証明書

(11) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(12) 印鑑証明書

(13) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

平成17年 6月24日（金）から 7月 8日（金）までの執務時間中（午前 8時30分から午後 5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後 5 時15分までに必着のこと。

7 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号（089）912 2413

8 その他

詳細は、募集要綱による。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第 8 号

博物館法（昭和26年法律第 285 号）第13条第 2 項の規定に基づき、次のように登録事項の変更を登録した。

平成17年 5月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

区 分	登録番号	設置者の名称	名 称	所 在 地	変更の理由	変更登録年月日
変更後	第15号	伊方町	伊方町町見郷土館	西宇和郡伊方町二見甲813番地 1	伊方町の発足による。	平成17年 5月10日
変更前			町見郷土館	西宇和郡伊方町二見字コウチ甲813番地 1		

任 免 辞 令

清 水 雄 三

依 光 展 和

○任免辞令

4 月30日

愛媛県事務吏員 芝 田 静 雄

同 大 西 勲

願により本職を免ずる（各通）

5 月 1 日

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）1 級を命ずる

技師を命ずる

保健福祉部管理局保健福祉課勤務を命ずる（各通）

今 村 加奈子

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(二)1級を命ずる
技師を命ずる
今治地方局勤務を命ずる

正 誤

○正 誤

平成14年12月27日付け第1420号愛媛県告示第2069号(道路の区域変更(県道多喜浜泉川線))中

ページ	箇 所	誤	正
1440	表の区間の欄中	新居浜市郷四丁目37番1から同市郷四丁目24番7まで	新居浜市郷四丁目甲37番1から同市郷四丁目甲24番7まで